

山形県立中央病院物流管理（SPD）業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山形県立中央病院物流管理（SPD）業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

- (1) 委託業務 山形県立中央病院物流管理（SPD）業務
- (2) 業務内容 別紙1 山形県立中央病院物流管理（SPD）業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
72,036千円	72,036千円	72,036千円

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。)
- ④ 1年以上引き続き業として当該契約に係る業務を営んでいること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ⑦県内に本店または営業所等を有すること、又は事業開始までに事業所を開設することが
確実であると認められること。
- ⑧医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第
145 号）第 39 条に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を有していること。又は、
委託契約の締結までに有する見込みであること。
- ⑨一般病床数 400 床以上の公的病院において、過去 3 年以内に 2 の（1）の業務と同種の業
務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に 2 の（1）の業
務と同種の業務を履行している場合であって当該業務に係る契約期間が令和 7 年 3 月 31 日
までに終了するときは、当該業務を履行した実績があるものとみなす。
- ⑩会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定
に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- ⑪本業務を円滑に遂行できる財政的基礎を有するものとして、次の条件に該当するものであ
ること。
 - イ 資本金の額、資産及び負債の状況等から、財政的基盤が十分に整っていること。
 - ロ 累積欠損がなく、かつ経営状況が良好であること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ②提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤見積金額が山形県立中央病院（以下「当院」という。）の提示する提案上限額を上回ると
き

4 実施要領等の交付

（1）交付資料

- ①山形県立中央病院物流管理（SPD）業務に係るプロポーザル実施要領
- ②別紙 1 山形県立中央病院物流管理（SPD）業務仕様書
- ③別紙 2 山形県立中央病院物流管理（SPD）業務企画提案書等作成要領
- ④別紙 3 山形県立中央病院物流管理（SPD）業務企画提案書等審査基準

（2）交付場所及び事務を担当する部局等（以下「担当部局」という。）

山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室

〒990-2292 山形市大字青柳 1800 番地 電話番号 023-685-2623

※ 電子メールアドレスについては、直接担当部局にお問い合わせください。

（3）交付期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）午後 3 時から令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書【様式第1号】	1部
② 会社概要報告書【様式第2号】 (添付書類) ・受託実績に記載した実績が確認できる契約書の写し ・直近決算における損益計算書及び貸借対照表	1部
③ 業務企画提案書 (提出書類) ・業務企画提案書の提出について【様式第4号】 ・業務企画提案書(A4縦、30ページ以内)	正本1部 副本15部
④ 業務運営に要する費用見積書【様式第5号】	正本1部 写し15部
⑤ SPD業務受託状況証明書【様式第6号】 ※証明書は令和6年4月1日現在において業務を受託している400床以上の病院で自治体病院、国立大学病院に限る。	正本1部 写し15部
⑥ 院外倉庫を使用する場合はその位置図(当院から路程60分以内に限る)	16部
⑦ 業務に関し、法令上必要となる許可等を有することを示す書類(写し)又は取得見込みであることを記した書類	1部
⑧ 代表者の印鑑証明書(法務局発行のもの)	1部
⑨ 法人の登記簿謄本	1部
⑩ 暴力団排除に関する誓約書【様式第7号】	1部
⑪ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む)又は消費税を滞納していないことを証明する書類	1部
⑫ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していることを証明する書類	1部

(2) 提出期限

ア ①及び② 令和6年9月17日(火)午後5時

イ ③から⑫まで 令和6年9月27日(金)午後5時

(3) 提出先

担当部局に提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とすること。

(5) 参加辞退

参加申込書等の提出後(企画提案書の提出後を含む)、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により届け出ること。

6 最優秀提案者の決定方法等

- (1) 当院が設置する山形県立中央病院物流管理(SPD)業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。提案者は、提出のあった企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施するものとし、書類審査及びプレゼンテーションにより審査を実施し、各評価員の評価点の平均が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、提出のあった企画提案書の内容について委託業務の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。
- (2) 評価基準は、別紙3「山形県立中央病院物流管理(SPD)業務企画提案審査基準」に基づくものとする。
- (3) 応募者が1者のみの場合でも、審査委員会の評価結果により、提案の内容について委託業務の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 応募者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (5) 審査委員会における選定結果は、応募者全員に郵送により通知する。

7 業務内容等に係る質問・問い合わせ

- (1) 業務内容等に関する質問等は、「質問書【様式第8号】」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「物流管理業務への問い合わせ」として担当部局あてに送付すること。
- (3) 現場見学を希望する場合は、事前に担当部局に連絡のうえ、日時を調整し、実施するものとする。
- (4) 受付期間
 - ①質問書の受付期間 令和6年9月17日（火）午後5時まで
 - ②現場見学の受付期間 令和6年9月5日（木）午後5時まで
- (5) 質問書への回答は、応募者全てに電子メールにより行う。

8 企画提案に係るプレゼンテーションの実施日時等

- (1) 日時 令和6年10月25日（金）午後4時から
- (2) 場所 山形県立中央病院3階第2会議室
- (3) 発表時間等 1応募者あたり15分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

9 契約手続

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と仕様の調整を含め業務委託契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者と

の契約の締結を行わず、審査委員会において次点の評価を受けた者と契約締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、変更及び再提出は認めない。また、提案は1事業者につき1提案とする。
- (4) 当院が提示した資料について、応募に係る検討以外の資料に使用してはならない。
- (5) この公募及び契約については、当院の都合により変更または中止する場合がある。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募型プロポーザル手続きは効力を有しない。